

【声明】

「不正受給」を口実にした、憲法25条にもとづく

生活保護制度の改悪は許されません

2012年6月12日

全国生活と健康を守る会連合会

有名芸能人の母親が生活保護を受けている問題など、一部マスコミは大々的な「不正受給」キャンペーンを行っています。親族の扶養は、ヨーロッパなど先進国では夫婦間と未成熟の子に対する親のみに限定されています、日本では明治時代に制定された民法にもとづき、叔父・叔母など3親等まで含めています。しかし、生活保護法では扶養は保護を受けるのに必要な条件（要件）ではなく、福祉事務所と当事者同士の話し合いと合意で行うものとしています。生活保護での扶養義務は、「(夫婦間と未成熟の子に対する親以外の)義務者がそのものの社会的地位にふさわしい生活を成り立たせるうえでなお余裕があれば援助する義務」ととどまるとしています。有名芸能人の場合、不正受給ではなく、福祉事務所と当事者の話し合いで解決すべき問題であって、それを一部マスコミと自民党が一方的に取り上げて謝罪させるやり方は間違いです。自民党の質問に答えて、「扶養ができない証明義務を課すことを検討」（小宮山洋子厚生労働大臣）を約束したことは、現行の生活保護法を否定するもので許されません。

厚生労働省は、自民党の要求と一部マスコミの「不正受給」キャンペーンを口実に、生活保護基準の引き下げ、扶養義務強要のさらなる強制など「適正化」・しめつけを強化し、生活保護の申請抑制と打ち切りをおこない、生活保護費の大幅削減をねらっています。私たちは、こうした改悪ではなく、憲法25条にもとづき、申請権保障をはじめ権利としての生活保護制度に改善することを求めます。

第1に、「年金よりも生活保護が高い」などと言って、生活保護基準の引き下げをするのではなく、老齢加算の復活をはじめ健康で文化的な水準に生活保護基準を引き上げることです。また、年金引き下げを中止し、最低保障年金の確立、地域最賃を1時間1000円以上にすることです。

第2に、餓死・孤立死を招く適正化・しめつけ政策をやめ、生活に困る人がだれでも安心して受けられる制度にすることです。扶養義務強要や預貯金調査の強化、医療費の削減、警察官OBの福祉事務所への配置などはやめるべきです。専門職としてのケースワーカーを大幅に増員し、生活保護利用者への懇切丁寧な援助を行うべきです。

第3に、予算の削減ではなくて、生活保護の予算は全額国が負担すべきです。予算が増えた原因は、医療・介護の負担増など社会保障制度の改悪や大企業による派遣切りなど非正規の低賃金労働者の増大など歴代政府の政策によるものです。国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度をしっかりと国が責任を持って保障すべきです。

以上

◆厚労省参加者（順不同）

○厚労省 社会・援護局 保護課

自立推進・指導監査室 主査 岡本 英明

保護係 主査 伊藤智子

企画法令係 事務官 高橋 亮

医療・介護係 中山 真也

年金局 年金課

企画法令第 1 係 村井 康平

◆厚労省回答（太字が要請項目）

① 厚労省として、札幌市白石区の餓死・孤立死事件の特別監査を実施し、急迫（職権）保護の適用を拡大すること。

特別監査は行う考えはない。

急迫については、生存が危うい場合、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合などの状況にある人に対応するもの。本人が面接相談に来た場合にまで、対応を拡大することはできない。

② 老齢加算の復活をはじめ、生活保護基準を引き上げ、年金の切り下げをやめること。

老齢加算は、「違憲といえない」との判決も出ており、復活は考えていない。

保護基準は、基準部会で議論しており、これから検討、決定する。部会の議論は、基礎の引き上げ、引き下げを前提にしていない。

年金切り下げについては、物価に合わせての改定であり、賃金も下がっているのでバランスの観点からも、年金だけとはならない。加算をつけることも検討している。

③ 「不正受給」を口実にした警察官 OB 配置撤回、扶養義務の強要強化はやめること。

警察官 OB の配置は、行政暴力の防止や不正受給の告訴の手続き上、対策などが設置理由。困窮した人に支援を行うことは当然であり、福祉事務所の職員の人員増にもつながる。

扶養義務について、生活保護法第 4 条の 2 項にある通り、あくまでも優先事項で保護の要件ではない。扶養がないから保護が受けられないということではない。明らかに扶養義務者に財産がある場合は、制度への信頼をなくすことでもあり、理解を得られれば利用者からよく説明を聞くことを徹底していきたい。扶養のそれぞれの事情については、ひとつひとつ検討したい。

④ 大阪市西成区の「特区」による登録医制度、医療機関への指導強化などをやめるよう指導すること。

「検討中」と聞いている。現時点では判断できないし、指導等もできない。

ただし、関心は高いので適切な事由には対策を講じ、動向を分析して、地域医療の事情に応じたものについては、対応もありうる。

◇主なやりとり（○参加者（厚）厚労省）

○警察官 OB を配置する予算をつけながら、ケースワーカーは増員しないのか。

ケースワーカーがいつでも対応できる体制にするべき。

○老齢加算の復活はないということは、高齢者には考えられないこと。老人の生活は大変だということを考えてほしい。判決が出たということをも理由にしているが、細かい実態等を精査したものではない。行政のほうで何としても解決してほしい。

○白石区の餓死・孤立死事件について、2月の調査後、何もしていない。事件が起こったらきちんと調査し、今後同様のことが起こらないように国民の命を守るべき。テレビでも報道されている。どうして同じことを繰り返さないという対応ができないのか。調査をして、再度交渉するか、文書で示してほしい。説明責任がある。

（厚）調査はするが、回答についてはこの場ではわからない。札幌市に対して一般監査にはいくので、白石区についてはその後の課題。調査をして、全国に周知すべき事項がある場合は、表明する。

（厚）保護基準については、現在検討中であり、大臣から指示があったわけでもない。あくまでも基準部会で議論し、そこで結論を出していく。

年金の引き下げについては、生活保護と年金は性格が違うものであり、一緒に比較、議論するべきものではない。

○年金が低いので生活保護をもらっているというのが実態。年金が低すぎるのが問題。

○タレントの母の「生活保護受給」で、情報の出どころはどこか。公務員の守秘義務違反ではないか。市の担当者にしかわからないはずなのになぜか。不正受給という問題以前にこちらの方が問題ではないか。

（厚）個別の事案に対してコメントすることはない。厚労省としては聞いていない。情報が漏れたことは、対応すべき問題だ。厚労省は、個別の案件に対しては答えられないとしている。資産があり、扶養しないからといって不正受給ではない。

○この問題に関連して自殺者も出ている。受給者の大変な実態を知るべき。生活保護が本当に必要な人が苦しんでいる。

○扶養義務者に多額の資産がある人については今後どうしていくのか。

（厚）扶養義務者の財産、資産を調べて対応する仕組みを検討している。生活保護法 29 条では扶養者も調査できるので、資産の調査ができる仕組み、どこまで調査できるのか検討しているところだ。

○家庭裁判所に相談するということで、今でも対応できる。新たな対応など、検討する必要はないのではないか。調査を強要することで、家族の関係はますます悪くなるということを考えてほしい。

保護者の孤立がますます深刻なものになる。今でも家族と疎遠になる事情がある人が多いのが実態だ。